

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(フロン排出抑制法)

フロン類の破壊に関する運用の手引き

(第8版)

令和3年4月

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

Ⅲ. 資料	-----62
1. フロン類破壊業者許可申請書	-----63
2. フロン類破壊業者変更許可申請書	-----64
3. 変更の許可に係る変更概要の参考様式	-----65
4. フロン類破壊業者許可の更新申請書	-----66
5. フロン類破壊業者変更届出書	-----67
6. フロン類破壊量等に関する報告書	-----68
7. フロン類破壊業者廃業等届出書の参考様式	-----69
8. フロン類破壊施設の緊急時連絡表の作成例	-----70
9. フロン類破壊量等の記録の参考様式	-----71
10. 法第 64 条第 2 号各号に該当しない者であることを 誓約した旨の書面の例	-----72

はじめに

フロン類とは、炭素とフッ素等の化合物であり、CFC、HCFC、HFC の総称である。フロン類は、不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど、様々な用途に活用されてきた。一方で、フロン類のうち分子中に塩素を含有する CFC、HCFC は特定フロンと呼ばれ、オゾン層を破壊する効果を有している。また、分子中に塩素をもたない HFC は代替フロンと呼ばれ、オゾン層は破壊しないが、特定フロンと同様に強い温室効果(二酸化炭素の数十倍から一万倍超。)を有している。以上から、フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から、きわめて重要な課題であり、様々な国際枠組みや国内法制により対策が進められてきた。

特に、パリ協定の対象ガスである代替フロンについては、かつて排出量の大宗を占めた産業分野での排出が産業界の自主行動計画により減少する一方、近年、冷凍空調機器の冷媒分野において、特定フロンから代替フロンへの転換が進んだことに伴い、排出量が増加している。この結果、我が国の温室効果ガス排出量全体は再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したこと等により5年連続で減少する一方で、代替フロンは、2005 年以降排出が増加し続けており、地球温暖化対策における代替フロンの排出削減、特に冷媒分野における対策の重要性が増している状況にある。

冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、平成 13 年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、平成 18 年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加する法改正が行われた。また、平成 25 年には、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが想定よりも相当程度多いことが判明したこと等を踏まえ、フロン類の回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が導入され、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改められた。

さらに、令和元年には、低迷する機器廃棄時のフロン類の回収率を向上させるため、引渡義務違反にかかる直接罰や廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際にフロン回収を確認できない場合の引取り禁止等を追加する法改正が行われた。

本運用の手引きは、同法の施行に当たり、法律、政省令等の考え方を、特にフロン類の破壊を行う事業者向けに、フロン類の破壊に関する事柄を中心に解説したものです。

I. フロン排出抑制法の概要【図1、図2、図3参照】

1. 目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、事業者等の責務を定めたものです。

図1 フロン排出抑制法の全体像

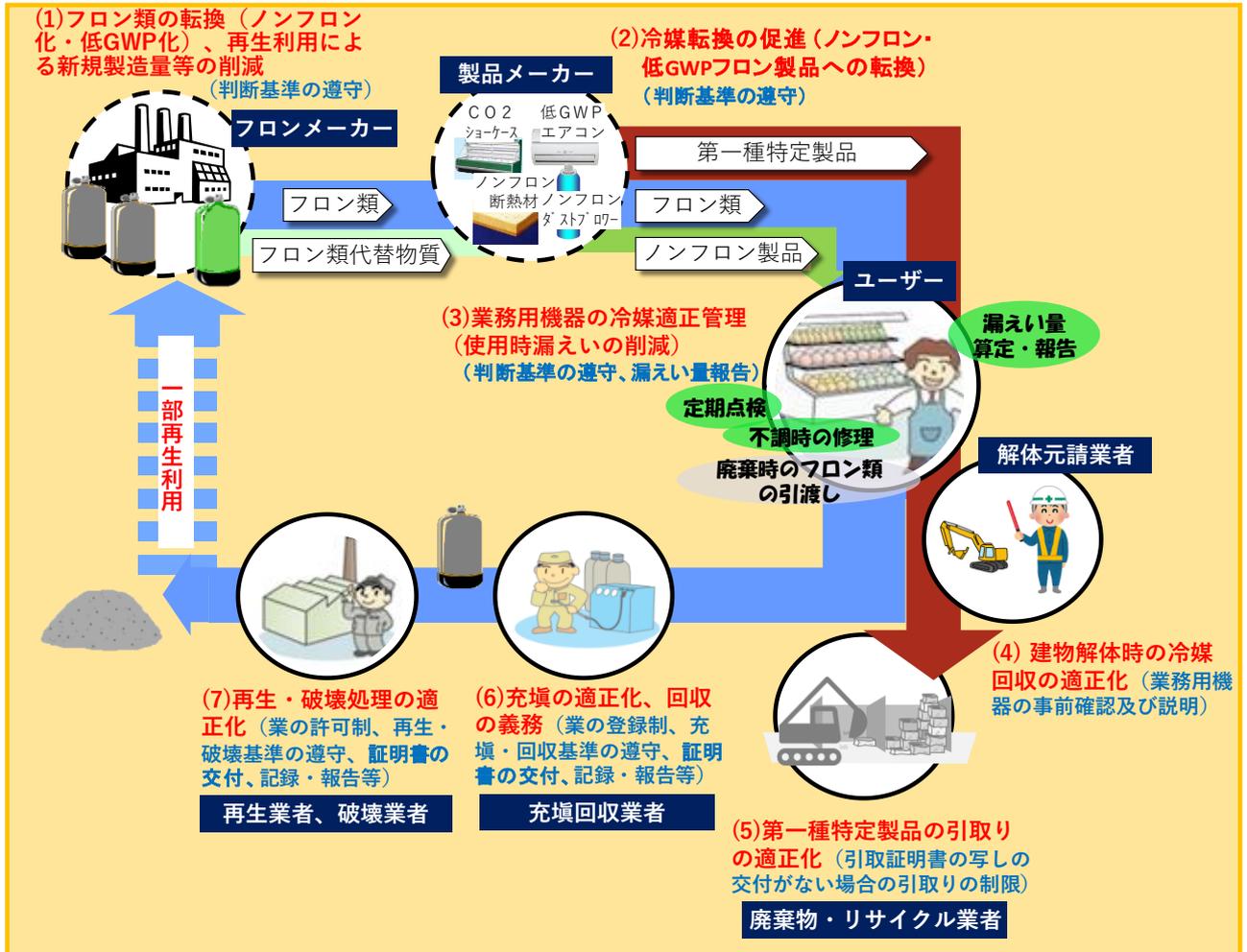


図2 整備時のフロン類の流れ

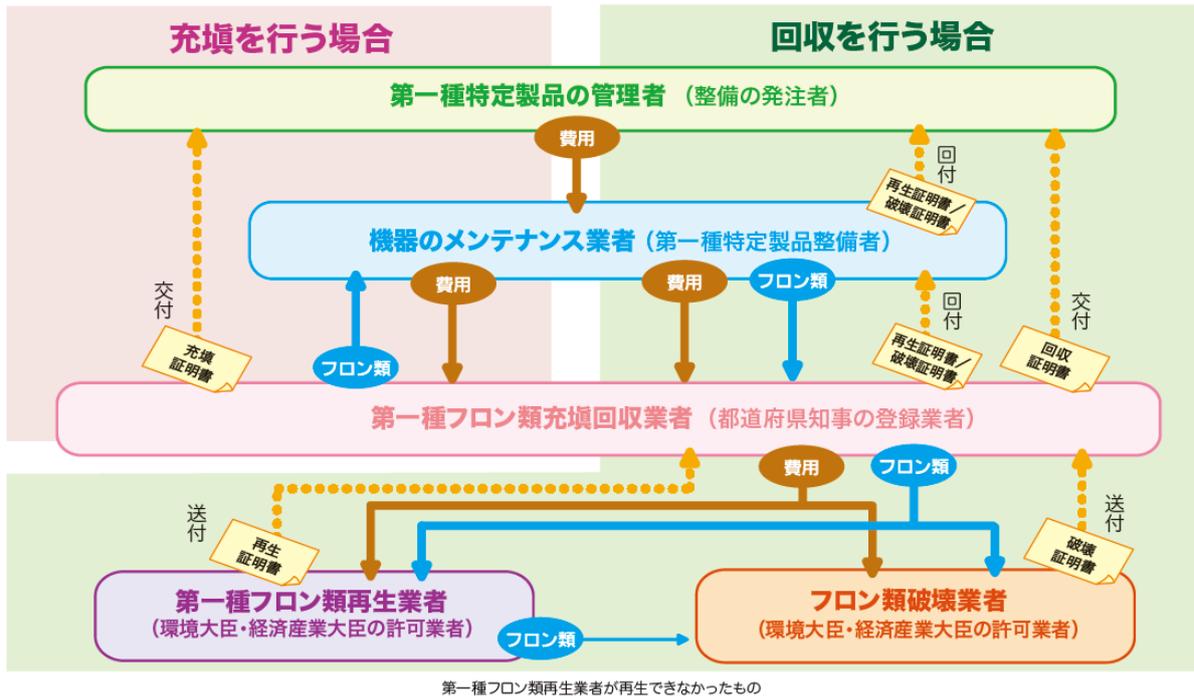
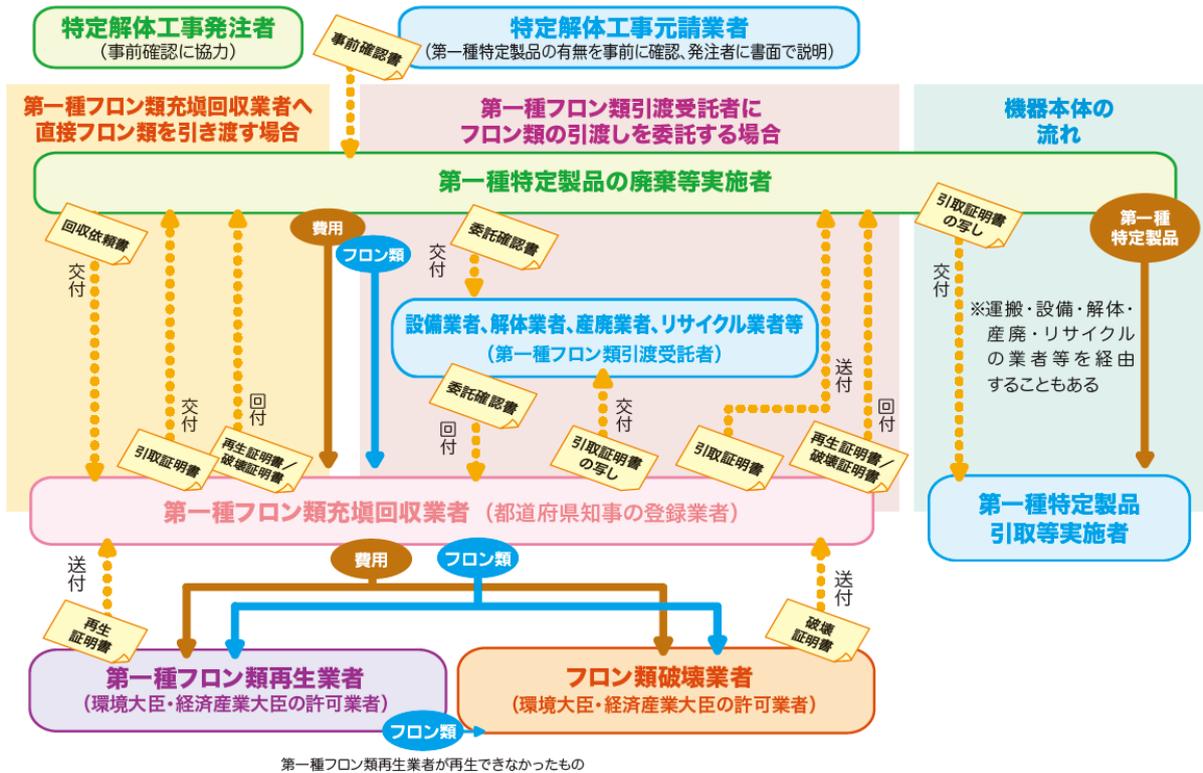
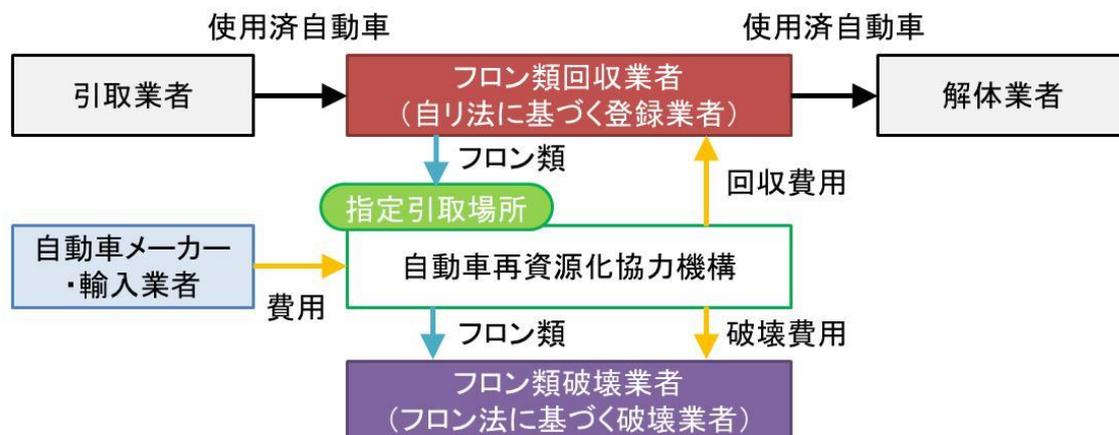


図3 廃棄時等のフロン類の流れ



【参考】第二種特定製品からのフロン類の回収



整備時回収は自り法の対象外でフロン排出抑制法の回収・運搬基準が適用されます（法第88条）。

2. フロン類及びフロンの種類の定義

※以降の条項号については、フロン排出抑制法に基づく省令の条項号を示します。

①フロン類

法第二条：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン(CFC)とハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)^(※)、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC)です。

^(※)CFC、HCFCについても、温室効果が高いものもあります。

「フロン類の種類」とは、省令第1条第3項の規定により、国際標準化機構の規格817に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類(冷媒番号ごとの種類)です。

なお、①CFC、②HCFC、③HFCの3区分に分類すると、主なものは以下のとおりです。混合冷媒の場合は、その成分に CFC を含むものは CFC に、HCFC と HFC の混合体は HCFC に分類することとします。

CFC	HCFC	HFC
・R12	・R22	・R32
・R502		・R134a
		・R404A
		・R407C
		・R410A

②第一種特定製品及び第二種特定製品

法第二条

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、即ちフロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類が充填された自動販売機を含みます。）です。

「第二種特定製品」とは、カーエアコンすなわち自動車に搭載されているエアコンディショナーです。

なお、家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンからのフロン回収は本法においては対象となっていませんが、これは平成13年4月から完全施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」で、別途フロン回収の仕組みが整備されているためです。

3. フロン類の破壊に係る制度の概要【図2、図3参照】

特定製品に冷媒として充填されているフロン類を破壊する業者は、フロン類破壊業者として、主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣。以下同じ。）の許可を受けなければなりません。

第一種フロン類充填回収業者又は自動車製造業者等は、引渡義務に基づいてフロン類をフロン類破壊業者に引き渡し、破壊に要する適正な料金を支払わなければなりません。逆に、フロン類破壊業者は正当な理由がない限り、そのフロン類を引き取らなければなりません。

また、フロン類破壊業者は、省令で定める破壊に関する基準に従ってフロン類を破壊し、年度毎に破壊量等を主務大臣に報告しなければなりません。

II. フロン類の破壊

1. フロン類破壊業者の許可

(定義)

法第二条

12 この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者をいう。

(フロン類破壊業者の許可)

法第六十三条 フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 破壊しようとするフロン類の種類
- 四 フロン類の破壊の用に供する施設（以下「フロン類破壊施設」という。）の種類、数、構造及びその破壊の能力
- 五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

法第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ハ 第六十七条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
 - ニ フロン類破壊業者で法人であるものが第六十七条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
 - ホ 第六十七条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(1)フロン類破壊業者の許可を必要とする者

第一種特定製品及び第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければなりません。

許可を受けないで充填フロン類の破壊を業として行った者及び不正の手段によって破壊業の許可を受けた者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。(法第百三条第八号及び九号)

なお、冷媒用途以外に使用されているフロン類や冷媒用途でも特定製品以外に充填されているフロン類(例えば、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充填されているフロン類)を破壊する場合は、本許可の対象外です。

(2)申請手続き

ア 許可申請の際の申請書【P.59 Ⅲ. 1. 参照】及び必要な書類【P.10 参照】を本手引きに従って揃え、あて先として経済産業大臣及び環境大臣連名のものを2通作成し、経済産業省か環境省のどちらかに2通(又はそれぞれに1通ずつ)提出してください。

提出は、郵送でも差し支えありません。なお、審査の過程で、後日説明にお越し頂くこともあります。

(連絡先・郵送先)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話 03-3501-1511(代表)

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
電話 03-3581-3351(代表)

イ 申請は事業所ごとに必要なもので、複数の事業所でフロン類の破壊を行う事業者は、事業所ごとに別個に申請してください。

ウ フロン類破壊業者の許可に際して、登録免許税が課税(9万円/件)されます(新規許可時のみ必要であり、更新許可時、変更許可・変更届出時は不要です。)

納付は、麴町税務署又は日本銀行(本店、支店、一般代理店、歳入代理店)で行ってください。その他の手数料等は不要です。

※申請の際に、登録免許税納付に係る領収書を添付してください。

フロン類破壊業者許可申請に必要な書類一覧

	必要書類	説明の 頁	記載例 等の頁
申請書	表紙(様式第八)	P.11	P.11
	別紙1 フロン類破壊施設の構造 別紙2 フロン類破壊施設の破壊の能力 別紙3 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法 別表1 保守点検の項目・方法 別表2 異常事態の対応方法	P.12 P.18 P.21	P.17 P.20 P.27 P.28 P.29
	----- フロン類破壊施設の破壊の能力を申請書表紙に記載する場合は以下の構成になります。 表紙(様式第八) 別紙1 フロン類破壊施設の構造 別紙2 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法 別表1 保守点検の項目・方法 別表2 異常事態の対応方法		
添付書類	フロン類破壊施設の構造を示す図面 プロセス(システム)フロー図 組立図、配置図、青写真等 装置説明図	P.32	P.33 P.34、35
	フロン類破壊施設の能力を説明する書類 破壊の能力に係る測定データ一覧(別表3) 破壊データ(測定結果報告、計量証明書等)	P.36	P.37
	フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類 (取扱説明書、操作マニュアル等)	P.38	P.38
	本人を確認できる書類(登記簿又は住民票等)	P.30	
	申請者が法に定める欠格要件に 該当しないことを説明する書面	P.30	P.65
	環境大臣の判断のために環境省 として提出していただきたい書類 (環境省にのみ提出)	P.39	

提出の際はこの順番に束ねてください。

(3) フロン類破壊業者 許可申請書の記載要領

フロン類破壊業者許可申請書

令和〇〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 ★★県霞が関市日本八丁目9番10号
名称 フロン回収破壊株式会社
代表者の氏名 代表取締役 破壊 太郎
電話番号 123(456)7890

フロン類の使用の合理化及び適正化に関する法律第63条第2項の規定により、フロン類破壊業者の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事業所
所在地	(郵便番号) 987-6543 ☆☆県虎ノ門市永田町五丁目6番7号 電話番号 098(765)4321
破壊しようとするフロン類の種類	CFC (R11)、HCFC (R22)、HFC (R134a) (注1)
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力	
種類	廃棄物混焼法方式
数	1基
構造	別紙1のとおり
破壊の能力	別紙2のとおり
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	別紙3のとおり

住所は登記事項証明書または住民登録上の表記に基づき記入。

フロン類破壊業を行う者の名称及び代表者の氏名（法人の場合）又は氏名（個人の場合）を記入。

事業所ごとに別の申請が必要。事業所の名称は申請書及び添付書類内で統一すること。

・廃棄物混焼法方式
 ・セメント・石灰焼成炉混入法方式
 ・液中燃焼法方式
 ・プラズマ法方式(高周波)
 ・プラズマ法方式(マイクロ波)
 ・プラズマ法方式(アーク)
 ・触媒法方式
 ・過熱蒸気反応法方式
 ・その他の方式(〇〇法)
 のうち該当するものを記入。なお、その他の方式の場合は括弧内に具体名を付記。(注3)

事業所における施設の数を記入。(例:2基、4式等)(注3)

P.12 「フロン類破壊施設の構造についての記載の仕方」に従って記入。(注2、注3)

P.18 「フロン類破壊施設の破壊の能力についての記載の仕方」に従って記入。(注2、注3)

P.21 「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法についての記載の仕方」に従って記入。(注2、注3)

注1:「破壊しようとするフロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分で、記入して下さい。冷媒番号で破壊対象を限定したい場合は、括弧書きで付記してください。
(例:HCFC(R22))

注2:この申請書及び添付書類内において、他に「別紙」という表現は用いないでください。

注3:同一事業所内で異なる方式の施設が併設されているときは、各方式ごとに並べて記入してください。別紙の場合は以下のように同一形式で通し番号にしてください。

フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力		
種類	〇〇法方式	△△法方式
数	1式	1式
構造	別紙1のとおり	別紙4のとおり
破壊の能力	別紙2のとおり	別紙5のとおり
フロン類破壊施設の	別紙3のとおり	別紙6のとおり

(3)-1 フロン類破壊施設の構造についての記載の仕方

(フロン類破壊施設に係る構造に関する基準)

省令第七十一条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造に関する基準は、別表第二の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる装置を備えていること並びに同表の下欄に掲げる装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであることとする。

別表第2

フロン類破壊施設の種類	装 置
廃棄物混焼法方式施設	一 燃焼装置 二 フロン類供給装置 三 助燃剤供給装置 四 空気供給装置 五 使用及び管理に必要な計測装置 六 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
セメント・石灰焼成炉混入法方式施設	一 燃焼装置 二 フロン類供給装置 三 助燃剤供給装置 四 使用及び管理に必要な計測装置 五 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
液中燃焼法方式施設	一 燃焼装置 二 フロン類供給装置 三 助燃剤供給装置 四 水蒸気供給装置 五 空気供給装置 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置

注：ここでは構成の関係上「上欄」が左に、「下欄」が右になっています。

フロン類破壊施設の種類	装 置
プラズマ法方式施設	一 プラズマ反応装置 二 フロン類供給装置 三 水蒸気供給装置 四 空気供給装置（必要がある場合に限る。） 五 オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
触媒法方式施設	一 触媒反応装置 二 フロン類供給装置 三 水蒸気供給装置 四 空気供給装置 五 オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
過熱蒸気反応法方式施設	一 反応装置 二 フロン類供給装置 三 水蒸気供給装置 四 空気供給装置 五 オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
その他の方式の施設	主務大臣が適切に破壊を行うために必要と認める装置

注：ここでは構成の関係上「上欄」が左に、「下欄」が右になっています。

申請書該当欄に「別紙1のとおり」と記入して別紙を添付し、以下の該当する方式ごとの各事項のうち存在するものはすべて記載してください。【P.17 参照】

なお、ここに仕様、数などを記載する必要はありません。構成については括弧書きの注意があるものについてのみ貴社の施設の状況に応じて記載してください。

ここで記載した名称は申請書内で統一してください（同じものに異なる名称をつけないでください）。

・廃棄物混焼法方式施設

(ロータリーキルン方式施設、都市ごみ直接熔融炉方式施設、固定床二段階燃焼炉方式施設、流動床式製鉄ダスト焙焼炉方式施設、都市ごみストーカー炉方式施設等)

- a 燃焼装置(ロータリーキルン、熔融炉等の具体名を書くこと)
- b フロン類供給装置
- c 助燃剤供給装置
- d 空気供給装置
- e 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ等の具体名を書くこと)
- f 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(集じん機、バグフィルタ、触媒反応塔等の具体名を書くこと)

・セメント・石灰焼成炉混入法方式施設

(セメントキルン方式施設、石灰焼成炉方式施設)

- a 燃焼装置(ロータリーキルン、焼成炉等の具体名を書くこと)
- b フロン類供給装置
- c 助燃剤供給装置
- d 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ等の具体名を書くこと)
- e 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(電気集じん機、バグフィルタ等の具体名を書くこと)

・液中燃焼法方式施設

(炉内分解型液中燃焼法方式施設、バーナー部分解型液中燃焼法方式施設)

- a 燃焼装置(焼却炉等の具体名を書くこと)
- b フロン類供給装置
- c 助燃剤供給装置
- d 水蒸気供給装置
- e 空気供給装置
- f 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ等の具体名を書くこと)
- g 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(吸収塔、除害塔、中和槽、沈殿槽等の具体名を書くこと)

・プラズマ法方式施設

(高周波プラズマ法方式施設)

- a プラズマ反応装置
- b フロン類供給装置
- c 水蒸気供給装置

- d 空気供給装置(必要がある場合に限る。)
- e オイルフィルター(必要がある場合に限る。)
- f 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ、流量計等の具体名を書くこと)
- g 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(吸収塔、洗浄塔、中和槽、吸着槽、沈降槽等の具体名を書くこと)

・プラズマ法方式施設

(マイクロ波プラズマ法方式施設)

- a プラズマ反応装置
- b フロン類供給装置
- c 水蒸気供給装置
- d 空気供給装置
- e オイルフィルター(必要がある場合に限る。)
- f 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ、流量計等の具体名を書くこと)
- g 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(中和槽、沈降槽等の具体名を書くこと)

・プラズマ法方式施設

(アークプラズマ法方式施設)

- a プラズマ反応装置
- b フロン類供給装置
- c 水蒸気供給装置
- d 空気供給装置
- e オイルフィルター(必要がある場合に限る。)
- f 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ、流量計等の具体名を書くこと)
- g 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(ミストラップ、沈殿槽等の具体名を書くこと)

・触媒法方式施設

(TiO₂系触媒法方式施設)

- a 触媒反応装置
- b フロン類供給装置
- c 水蒸気供給装置
- d 空気供給装置
- e オイルフィルター(必要がある場合に限る。)
- f 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ、流量計等の具体名を書くこと)
- g 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(除去

塔、中和槽、沈降槽等の具体名を書くこと)

・過熱蒸気反応法方式施設

- a 反応装置(反応器等の具体名を書くこと)
- b フロン類供給装置
- c 水蒸気供給装置
- d 空気供給装置
- e オイルフィルター(必要がある場合に限る。)
- f 使用及び管理に必要な計測装置(温度センサ、流量計等の具体名を書くこと)
- g 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置(洗浄塔、中和槽、凝集槽等の具体名を書くこと)

・その他の方式の施設

フロン類を適切に破壊するのに必要な設備・装置について他の方式を参考にして事案毎に列記

フロン類破壊施設の構造

- a 燃焼装置(ロータリーキルン、二次燃焼室)
- b フロン類供給装置
- c 助燃剤供給装置
- d 空気供給装置
- e 使用及び管理に必要な計測装置
 - 温度計
 - フロン類圧力計
 -
- f 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
 - 電気集じん機
 - △△△△△
 -
 - ×××××

(3)–2 フロン類破壊施設の破壊の能力についての記載の仕方

(フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準)

省令第七十二条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずれかを満たすことができることとする。

イ フロン類の分解効率（次の式により算出されたものをいう。以下同じ。）が九十九以上であり、かつ、排出口（当該施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の一以下であること。

フロン類の分解効率＝

$$\{ 1 - (\text{フロン類の排出量} / \text{フロン類の投入量}) \} \times 100$$

ロ フロン類の分解効率が九十九・九以上であり、かつ、排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の十五以下であること。

破壊しようとするフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)ごとに分解効率(%)及び排ガス中のフロン類の含有率(ppm)を以下に留意しながら記入してください。申請書のスペースが足りない場合は「別紙2のとおり」と記入して、別紙を添付して記載ください。

【P.20 参照】

$$1. \text{フロン類の分解効率}(\%) = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{フロン類の排出量}}{\text{フロン類の投入量}} \right) \right\} \times 100$$

投入量、排出量は、フロン類の入口、出口(サンプリングが可能な燃焼装置等に最も近い出口。他になければこれも2.の「排出口」となります。)における量のことをいいます。

2. 排ガス中のフロン類の含有率(ppm)とは、排出口(当該施設から、排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部)から排出されるガス中におけるフロン類の含有率をいいます。

3. 破壊しようとするフロン類の種類に応じ、原則としてCFCについてはR12(純粹でなくても構いませんが、廃フロンを用いる場合は純度が判明している必要があります。以下同様。)、HCFCについてはR22、HFCについては同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの(現在稼働中の施設の現況ではR134aです。)を破壊したときのデータを記載してください。

ただし、同じ種類のフロン類であっても、冷媒番号毎に大幅に運転条件が異なるような場合は、別途データの記載を求める場合もあります。

4. 廃棄物混焼法方式及びセメント・石灰焼成炉混入法方式については、破壊しようとするフロン類の種類に関わらず、R12 を破壊したときのデータのみ記載すれば結構です。また、HCFCとHFCのみ破壊する場合は、原則として同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの(R134a)を破壊したときのデータのみ記載すれば結構です。

フロン類破壊施設の破壊の能力 記載例

申請書表紙に記入する場合

(破壊しようとするフロン類が1種類の場合や、混焼法の場合など)

	構造	
	破壊の能力	分解効率 99.99%以上、排ガス中のフロン類の含有率 0.1ppm 以下

別紙を作成して記載する場合

	構造	
	破壊の能力	別紙2のとおり

別紙2

フロン類破壊施設の破壊の能力

	分解効率	排ガス中のフロン類の含有率
CFC-12	99.99%	0.1ppm
HCFC-22	99.99%	0.1ppm
HFC-134a	99.99%	0.1ppm

(3)–3 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法についての記載の仕方

(フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準)

省令第七十三条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に関する基準を達成できるよう適切に定められていること。
- 二 前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。
- 三 排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年一回以上測定することとされていること。
- 四 第二号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。
- 五 フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

申請書該当欄に「別紙2のとおり」と記入して別紙を添付し、以下の7つの事項についてすべて記載してください。(「破壊の能力」に関して「別紙2」を作成した場合には「別紙3」としてください。)**【P.27 参照】**

1. 運転方法、フロン類等の供給方法

具体的には方式毎に、次頁以降を参照して記載してください。

また、フロン類の供給方法には、必要に応じ、フロン類の種類を確認の上、指定温度に到達後、フロン類を供給する旨を記載してください。

なお、冷媒番号レベルで運転条件を定めるものがあれば、その運転条件を書いてください。

2. フロン類破壊施設の保守点検の方法

別表1**【P.28 参照】**に記入してください(「交換」は一部方式(現時点では、アークプラズマ法方式、触媒法方式、過熱蒸気反応法方式です。)を除けば記載不要です。)

3. フロン類破壊施設の状態の定常的な確認

何についてどのような計測装置などによって見ているかを書いてください。

4. 排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定

測定する頻度を書いてください。

5. 異常事態への対応方法

別表2【P.29 参照】に記入してください。併せて、緊急連絡網(フロン類破壊施設の緊急連絡表様式【P.68 参照】)を添付して下さい。

6. フロン類破壊施設の管理責任者の選任

フロン類破壊施設の使用及び管理についての管理責任者を選任し、当該管理責任者の所属・氏名を記載してください。また、責任者の所属・氏名をフロン類破壊施設の付近に明示してください。

なお、管理責任者は、フロン破壊施設の使用及び管理の方法について十分な知識を持ち、適切に運用できる者としてください。ただし、必ずしも特定の資格を保有することや、特定の役職者であることは要しません。

7. その他(分解生成物・副生物の測定)

分解生成物・副生物の測定について、対象物質(排ガス、排水、汚泥、燃えがら、ばいじん等)における測定項目(CO 濃度、HF 濃度、ダイオキシン類濃度等)と測定頻度について記載してください。

また、排水の有無について明示し、排水が生じる場合は処理水の放流先(放流先の河川名称、下水道放流等)を記載してください。

・廃棄物混焼法方式施設

(ロータリーキルン方式施設、都市ごみ直接溶融炉方式施設、固定床二段階燃焼炉方式施設、流動床式製鉄ダスト焙焼炉方式施設、都市ごみストーカー炉方式施設等)

a 運転条件

フロン類ガスの滞留時間を〇〇秒程度以上に保つような条件下で炉出口の温度を〇〇〇℃以上に維持する。

b フロン類の添加条件

(a) フロン類の添加の割合は、同時に焼却する廃棄物量に対する重量比を〇〇%以下とする。

(b) 投入廃棄物を攪拌する等の方法により、可能な限り均質化する。

・セメント・石灰焼成炉混入法方式施設

(セメントキルン方式施設、石灰焼成炉方式施設)

a 運転条件

フロン類ガスの滞留時間を〇〇秒程度以上に保つような条件下で炉内温度を〇〇〇℃以上に維持する。

b フロン類の添加条件

製品中の塩素濃度がJIS R〇〇〇〇〇に定められた基準以下になるようにフロン類を添加する。

・液中燃焼法方式施設

(炉内分解型液中燃焼法方式施設、バーナー部分解型液中燃焼法方式施設)

a 運転条件

フロン類ガスの滞留時間を〇〇秒程度以上に保つような条件下で炉内温度を〇〇〇℃以上に維持する。

・プラズマ法方式施設
 (高周波プラズマ法方式施設)

- a フロン類の供給方法
- b 水蒸気の供給方法
- c 空気の供給方法

フロン類の種類により下記のとおり流量を調節して供給する。

		CFC	HCFC	HFC
		R12	R22	R134a
フロン類供給	流量(kg/h)			
水蒸気供給	流量(L/min)			
空気供給	流量(L/min)			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・プラズマ法方式施設
 (マイクロ波プラズマ法方式施設)

- a フロン類の供給方法
- b 水蒸気の供給方法
- c 空気の供給方法

フロン類の種類により下記のとおり流量を調節して供給する。

		CFC	HCFC	HFC
		R12	R22	R134a
フロン類供給	流量(kg/h)			
水蒸気供給	流量(L/min)			
空気供給	流量(L/min)			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・プラズマ法方式施設

(アークプラズマ法方式施設)

- a フロン類の供給方法
- b 水蒸気の供給方法
- c 空気の供給方法
- d 窒素の供給方法

フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

		CFC	HCFC	HFC
		R12	R22	R134a
フロン類供給	流量(kg/h)			
水蒸気供給	流量(L/min)			
空気供給	流量(L/min)	上		
		下		
窒素供給	流量(L/min)			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・触媒法方式施設

(TiO₂系触媒法方式施設)

- a 運転条件
- b フロン類の供給方法
- c 水の供給方法
- d 空気の供給方法

触媒層全体の温度を○○○℃以上に維持する。

フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

		CFC	HCFC	HFC
		R12	R22	R134a
フロン類供給	流量(kg/h)			
水蒸気供給	流量(L/min)			
空気供給	流量(L/min)			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・過熱蒸気反応法方式施設

a 運転条件

反応器内の下流位置の加熱温度を、CFCの場合は〇〇〇℃、HCFC、HFCの場合は〇〇〇℃に設定することにより、反応器内の温度を〇〇〇℃以上に維持する。

b フロン類の供給方法

c 水蒸気の供給方法

d 空気の供給方法

フロン類の種類により下記のとおり流量を調節して供給する。

		CFC	HCFC	HFC
		R12	R22	R134a
フロン類供給	流量(kg/h)			
水蒸気供給	流量(L/min)			
空気供給	流量(L/min)			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・その他の方式の施設

事案ごとに具体的に記述

フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

1. 運転方法、フロン類等の供給方法

a 運転条件

フロン類ガスの滞留時間を〇〇秒以上に保つような条件下で、炉出口の温度を〇〇〇℃以上に維持する。

b フロン類の添加条件

(a)フロン類の添加の割合は、同時に焼却する廃棄物量に対する重量比を〇%以下とする。

(b)投入廃棄物を攪拌することにより、可能な限り均質化する。

2. フロン類破壊施設の保守点検の方法

別表1のとおり

3. フロン類破壊施設の状態の定常的な確認

炉出口温度について温度計により確認する。

フロン類の供給圧力についてフロン類圧力計により確認する。

〇〇〇〇について〇〇〇〇〇により確認する。

計測結果が制御盤等に表示されるようになっていても、ここには実際に計測を行う装置名を記入してください。

4. 排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定

年に1回の頻度で排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定を行う。

5. 異常事態への対応方法

別表2のとおり

6. フロン類破壊施設の管理責任者の選任

管理責任者を選任する。運転操作室に氏名を表示する。

7. その他(分解生成物・副生物の測定)

排ガスのCO、HF、HCl、ダイオキシン濃度について年〇回測定する。排水の水素イオン、クロム、ニッケル、ダイオキシン濃度は年〇回測定する。汚泥のダイオキシン濃度は年〇回測定する。尚、排水は〇〇にて無害化処理の後、〇〇川へ放流する。

保守点検の項目・方法

「何の状態」が「どうなっている(いない)こと」を確認するのか記載してください。

左欄に記載した確認により判明した問題を解決するために行うことについて記載してください

	点検項目	点検内容	保守方法
日常点検	コンプレッサーのドレーン	ドレーン量が適正レベル以下であるか確認	ドレーンコックを開けてドレーンを排出
定期点検	流量計	流量を実測し正しく表示していることを確認	分解、清掃、修理、部品交換
交換	電極、反応ノズル	タイマーの表示の確認	14 時間毎に電極を交換 40 時間毎に反応ノズルを交換
	触媒	流量計の作動時間表示の確認	1,000 時間毎に交換
	反応器	負圧計による負圧であることの確認	負圧でなくなったら交換

ここでは、例示のために「交換」欄を設けて記入していますが、廃棄物混焼法方式などでは、記載する必要はありませんので欄を設けなくとも結構です。

左欄に記載した異常の発生が操作者にわかるのは何が起こったことによるのか記載してください。

なお、点検ではないので「～を確認する」といった能動的なことは書かないでください。

起きてしまった異常を解消して正常状態に戻すために行うことを記載してください。

(別表2)

異常事態の判定・対応方法

保守点検の時には特に問題が見つからなくても運転時に発生し得る異常について記載してください。

フロンの残量がなくなり次第、運転をやめる場合はこのような記載の必要はありません。
また、水やLNGと異なり残量を気にしなければならないものが他にもあれば同様に記載してください。

必須の操作なのに元スイッチと連動していないようなものが他にもあれば同様に記載してください。

停電、地震などについては、自動的に止まらない機器が動き続けることによって不適切なフロン破壊が行われるといったことが無い限り記載する必要はありません。

	異常の内容	判定、表示方法	対応方法
交換・切替関係	投入フロンの圧力低下	警告ランプの点灯	新しいボンベに交換
操作ミス関係	水道元栓の開け忘れ	警告ランプの点灯	元栓を開けて給水を開始
損傷・故障関係	腐食による穴あき 電流・電圧の異常	警報の作動 インターロックによる自動停止	部位を確認して当該部品を交換 原因説明後必要に応じて修理

大部分が損傷・故障関係のものと考えられますが、該当するものがあれば、「交換・切替関係」「操作ミス関係」の欄を設けて記載してください。該当するものがなければ欄を設ける必要はありません。

(4)許可申請に係る添付書類

(フロン類破壊業者の許可の申請)

省令第七十条 法第六十三条第二項（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりフロン類破壊業者の許可の申請をしようとする者は、様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 二 フロン類破壊施設の構造を示す図面
 - 三 フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類
 - 四 申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類
 - 五 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第六十四条第二号各号に該当しないことを説明する書類
- 2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

ア. 本人を確認できる書類

- ・ 個人(住基ネットの情報を利用できない場合に限る)の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票(外国人にあっては外国人登録証明書)の写し
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本

イ. フロン類破壊施設の構造を示す図面

【P.32 (4)－1参照】

ウ. フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

【P.36 (4)－2参照】

エ. 申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

【P.38 (4)－3参照】

オ. 申請者等が法に定める欠格要件(※)に該当しないことを説明する書面

申請者等が法第六十四条第二号各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面【P.65 参照】を添付してください。

※ ただし、同一事業者が、複数事業所について同時に申請する場合、ア及びオの書類については、申請しようとする事業所の数に関わらず、環境省及び経済産業省のどちらかに2通(又はそれぞれに1通ずつ)とすることは可能です。

(4)―1 フロン類破壊施設の構造を示す図面

※該当する型式に応じたものを用意してください。

モノクロのA3又はA4版の形で提出してください。

(A4版では文字等が読み難くなる場合はA3版にしてください。)

1. プロセス(システム)フロー図 [図例1 P.33 参照]

- ・本方式による破壊のメカニズムを示しているもの
- ・破壊の各プロセスと施設を構成する装置との関係を示しているもの

① ガスと水の流れを線種(実線、点線、鎖線等)で区別してください。

また、排ガス、排水、廃棄物の流れを太線等で明示してください。

(処理水を放流する場合には、その放流先を明記してください。)

②別紙1【P.12 (3)―1参照】に記載した各装置名は漏れなく記号付きの四角囲みで明示してください。

なお、本件に関係のない数字等を入れすぎないようにしてください。

② 図の中に測定ポイントを明示してください。

2. 組立図、配置図等 [図例2、3 P.34,35 および P.36,37 参照]

- ・施設の側面図(立図)、平面図が記されているもの
- ・施設を構成する各装置の配置や接続の状況を示しているもの
- ・事業所敷地内における装置の設置場所を示しているもの
- ・当該施設の付近の見取図

①別紙1【P.12(3)―1参照】に記載した各装置名は漏れなく記号付きの四角囲みで明示してください。

なお、外形寸法以外の詳細な寸法は消してください。

②申請書の「フロン類破壊施設の構造」欄に記載した各装置の位置を明示してください。

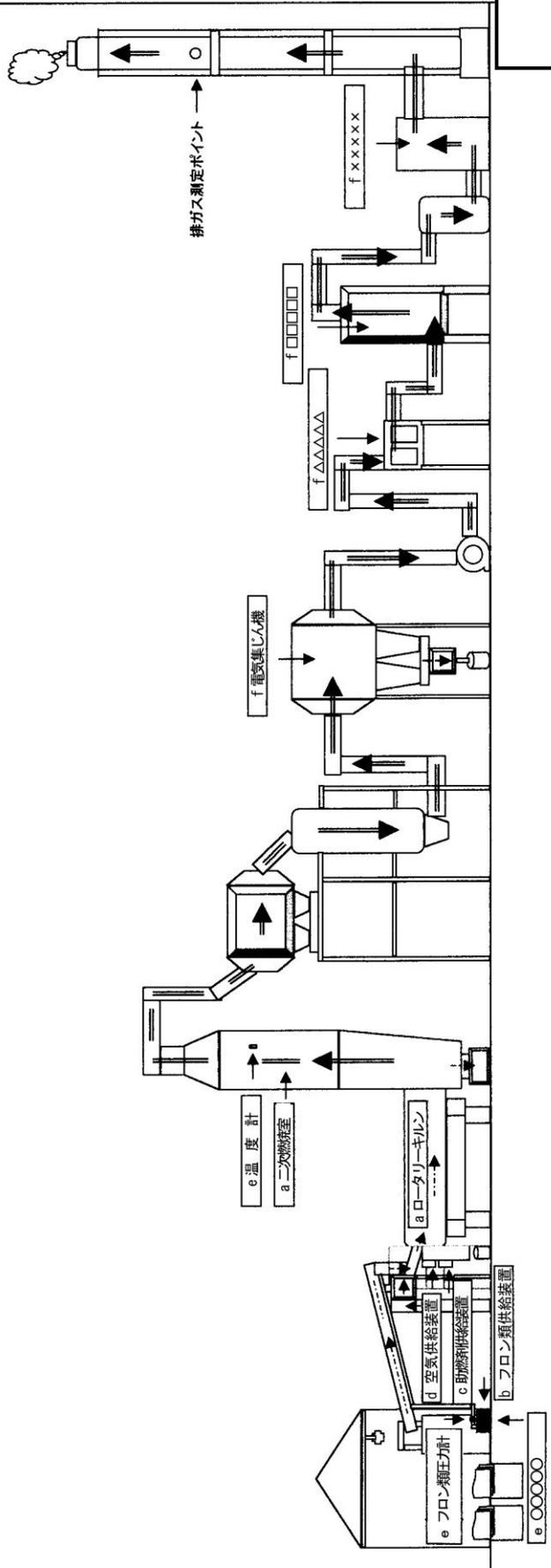
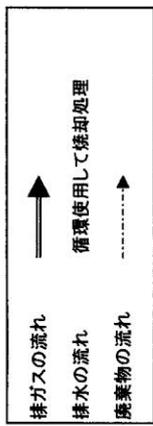
3. 装置説明図[詳細は環境省にご相談ください。]

- ・燃焼装置、フロン類供給装置、プラズマ反応装置、触媒装置、反応装置、破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置、その他特に説明を要する装置の構造、機能、材質を示しているもの

①燃焼装置、プラズマ反応装置、触媒装置、反応装置については、フロン類の供給位置を明示してください。

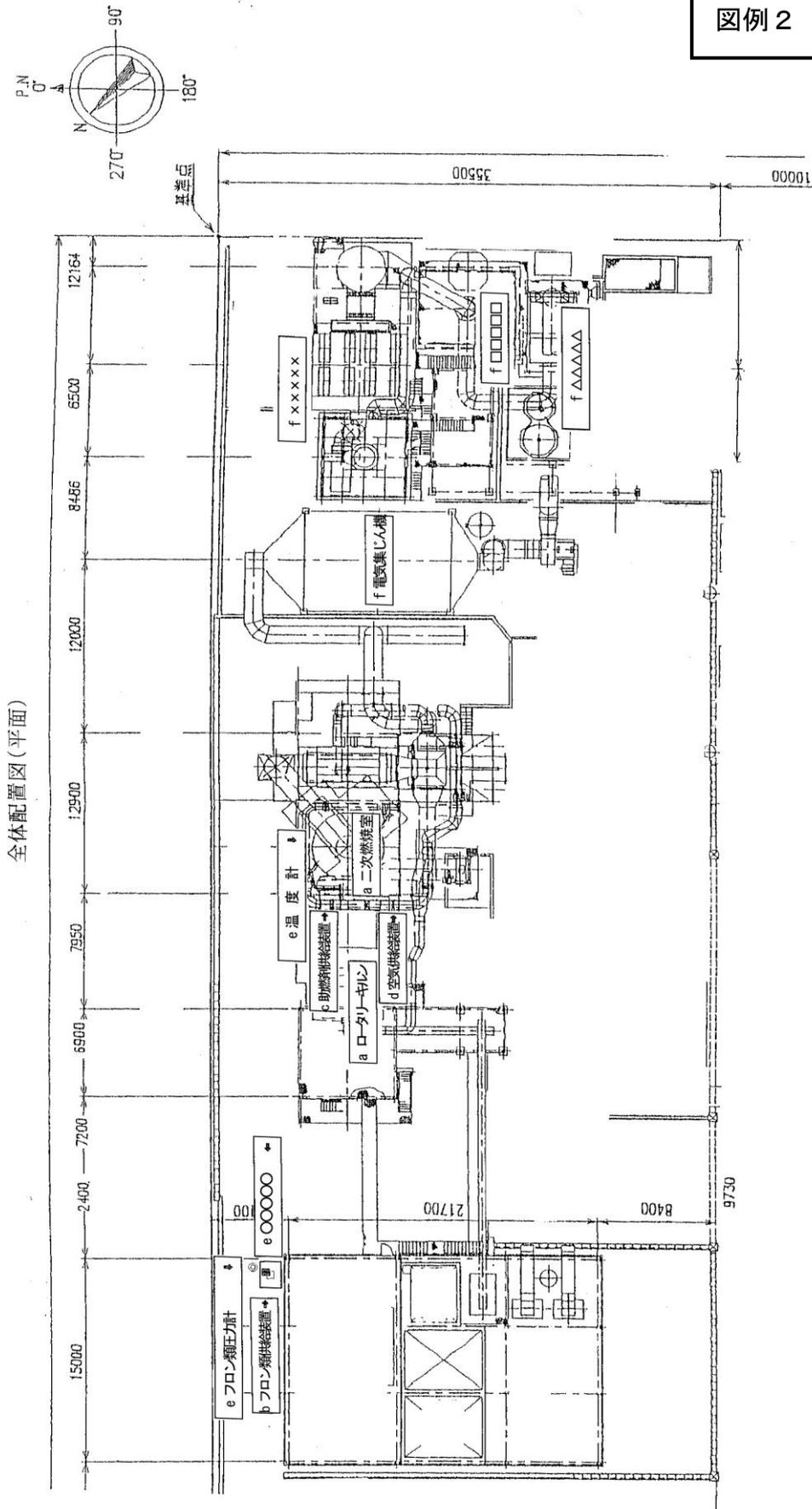
②破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置については、構成される装置毎の除去効率の説明等を書いてください。

フロー図



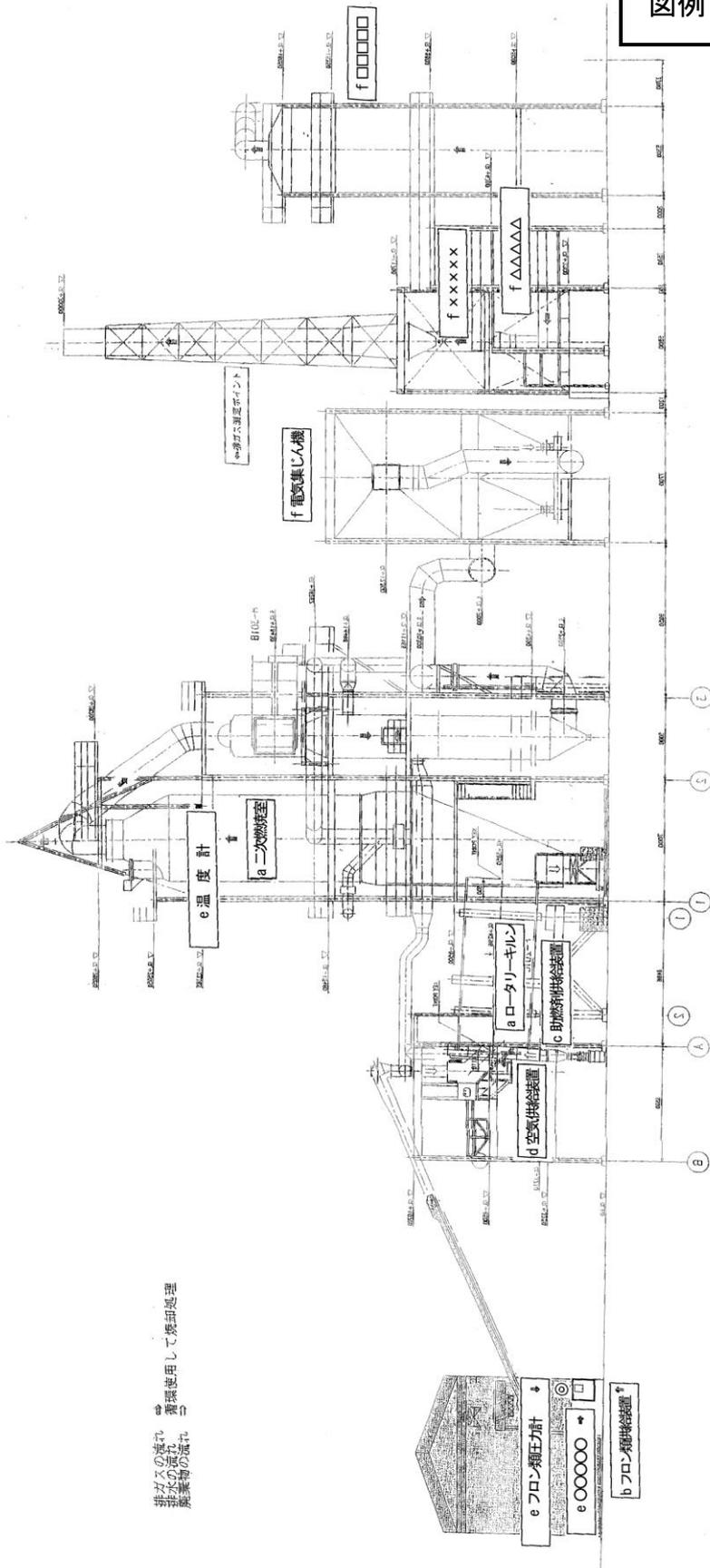
図例 1

図例 2 (平面)



図例 2 (立面)

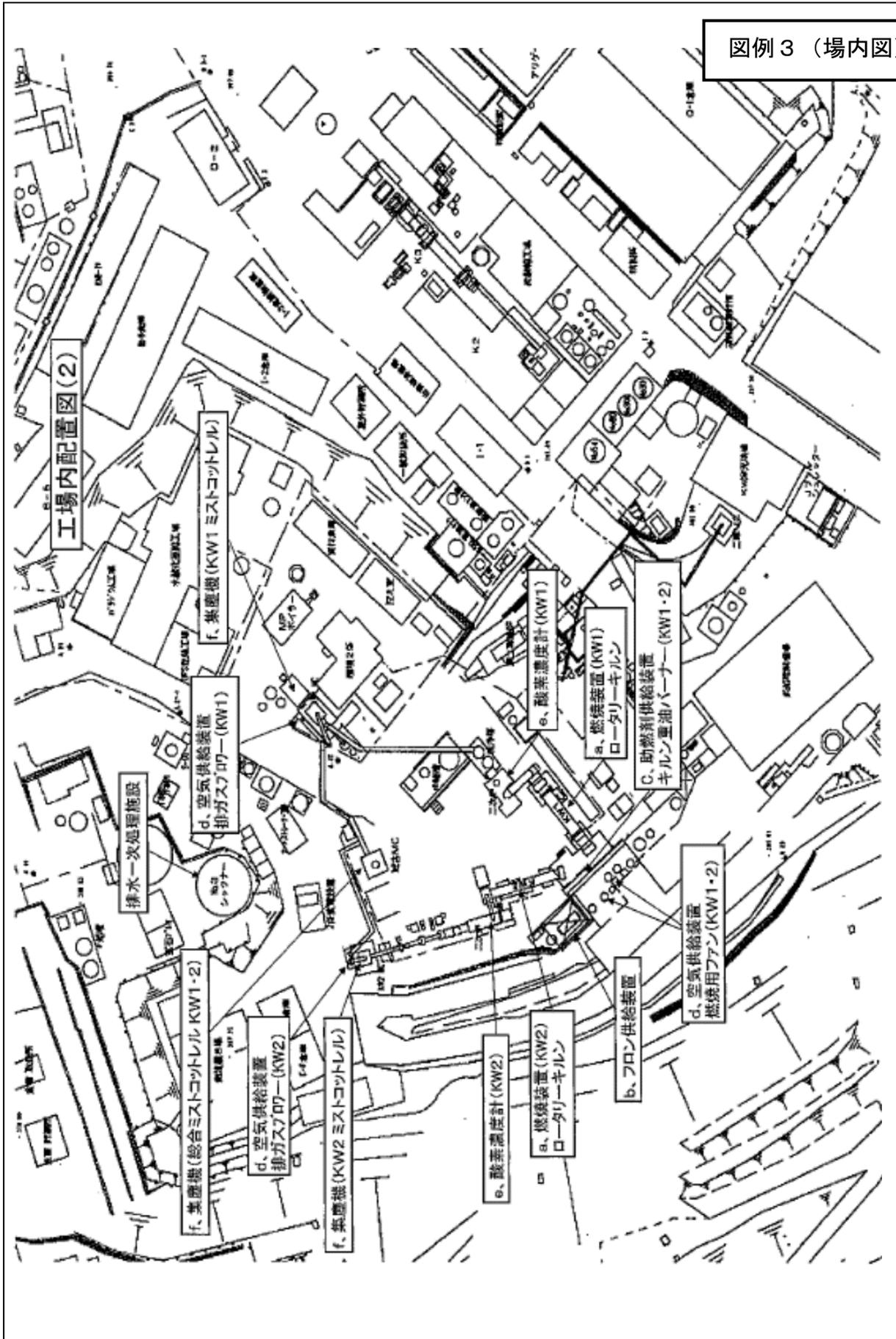
全体配置図(立面)



図例 3 (付近見取図)



図例3 (場内図)



(4)ー2 フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

1. 申請書に記載した破壊しようとするフロン類の種類別(CFC、HCFC、HFC)の破壊の能力(フロン類分解効率、排ガス中フロン類含有率)を裏付ける測定データの一覧を別表3【P.37 参照】に従って作成してください。

なお、フロン類の種類ごとに破壊した冷媒番号及びその性状(未使用なら「純粋フロン」、使用済なら「廃フロン」)を所定の欄に記入してください。

2. 燃焼・反応温度、滞留時間、水供給量、空気供給量については、申請書に記載した使用及び管理の方法に関係ある場合のみ記載してください。

3. 破壊しようとするフロン類の種類に応じ、原則としてCFCについてはR12(純粋でなくても構いませんが、廃フロンを用いる場合は純度が判明している必要があります。以下同様。)、HCFCについてはR22、HFCについては同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの(現在稼働中の施設の現況ではR134aです。)を破壊したときのデータを記載してください。

ただし、同じ種類のフロン類であっても、冷媒番号毎に大幅に運転条件が異なるような場合は、別途データの記載を求める場合もあります。

4. 廃棄物混焼法方式及びセメント・石灰焼成炉混入法方式については、破壊しようとするフロン類の種類に関わらず、R12 を破壊したときのデータのみ記載すれば結構です。また、HCFCとHFCのみ破壊する場合は、原則として同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの(R134a)を破壊したときのデータのみ記載すれば結構です。

5. なお、同一型式のデータがメーカー等にある場合は、そのデータを申請に利用することができます。

6. これらは必ずしも測定機関のデータであることは必要ありませんが、誰が(環境計量士や公害防止技術管理者等による測定を推奨)どのように(測定条件、方法)測定したかを漏れなく明示した「測定結果報告」を添付してください。

なお、廃棄物混焼炉法、セメント・石灰焼成炉混入法、液中燃焼法については、「滞留時間の算出データ」についての記載があるものを用意してください。

滞留時間の算出に当たっては、原則として該当する空間(燃焼室など)の体積を湿り排ガス量で除することにより求め、途中の算出過程も省略せずに示してください。また、算出に必要な湿り排ガス量の実測データが無く計算により求めた場合は、その算出根拠も説明するとともに算出過程を示してください。

破壊の能力に係る測定データ一覧

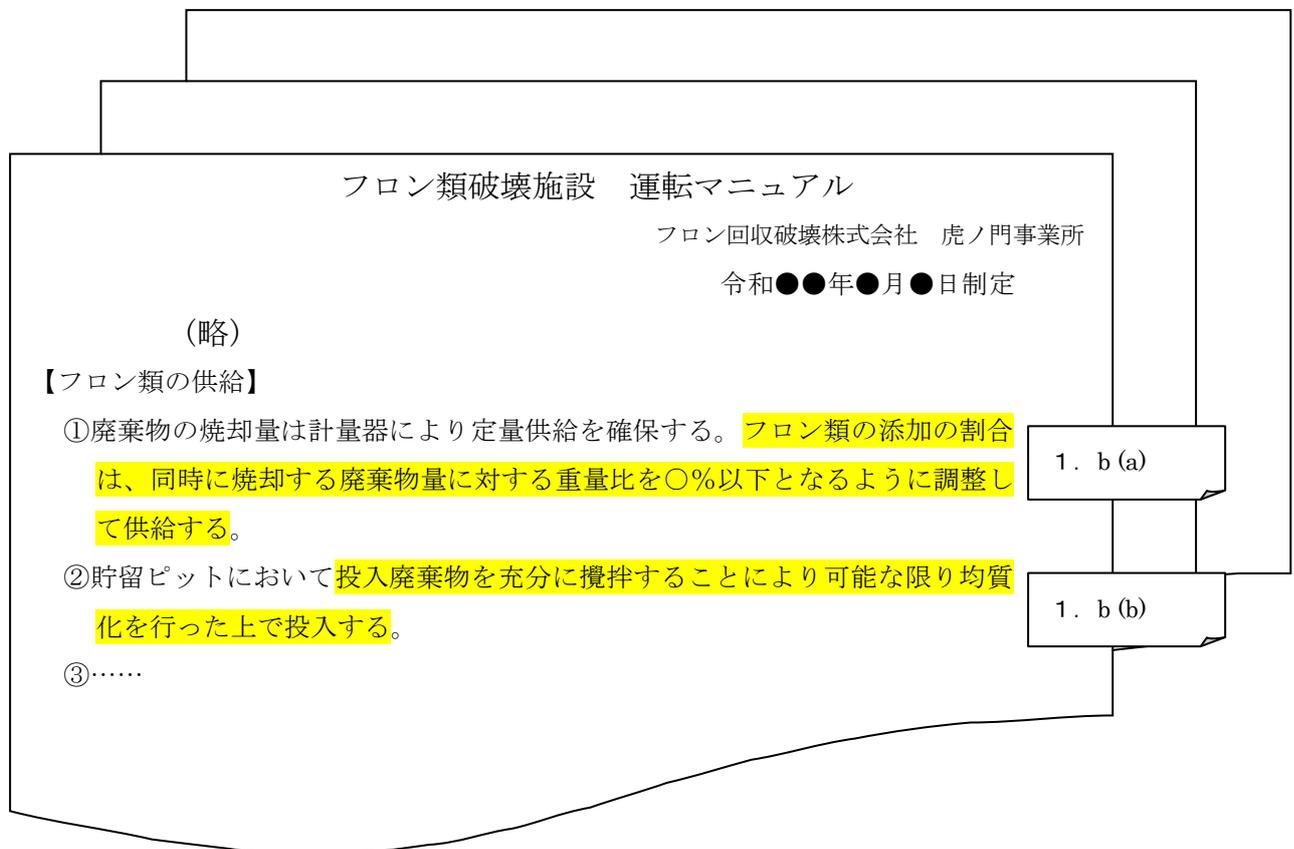
	CFC	HCFC	HFC
冷媒番号	R-	R-	R-
性 状			
測定時の 燃焼・反応温度 (°C)			
測定時のフロン類 ガスの滞留時間 (秒)			
測定時の フロン類供給量 (kg/h)			
測定時の 水供給量 (l/min)			
測定時の 空気供給量 (l/min)			
測定時の 乾き排ガス量 (m _N ³ /h)			
フロン類 分解効率 (%)			
排 ガ ス 中 フロン類含有率 (ppm)			

表では(l/min)としていますが水、空気の供給量は単位を変更して構いません。

(4)―3 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

1. 装置の型式に応じた取扱説明書、操作マニュアル等を添付してください。
なお、2. の該当部分については、過不足なく添付してください。
(経済産業省への提出分については申請書「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の該当部分の記載がないものは提出不要です。)
2. 申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」に記載した事項(P.21 (3)―3記載の1. から7. まで全て)の該当部分をラインマーカー等により明示し、申請書の記載事項番号を書いた付箋やインデックスシールを付けてください。
(例えば、廃棄物混焼法方式施設の場合の「運転条件」ならば、『1. a』、「異常事態への対応方法」ならば、『5. 』)
3. 「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類」には、申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の記載内容と同じか、より詳細な記述が必要です。現行の取扱説明書や操作マニュアルの記述が不十分な場合には本申請を機会に修正を行うか新たに作成してください。

以下、ラインマーカー等による明示を例示します(例:廃棄物混焼法方式)。



(5) 環境大臣の判断のために環境省として提出していただきたい書類

環境省にのみ、フロン類破壊施設の使用及び管理の方法に記載された運転方法、フロン類の供給方法により運転した際の以下のデータを提出してください。

1. 排ガス(CO濃度、HF濃度、HCl濃度)

CFCを許可申請する場合にはR12(純粹である必要はない。以下同様)のデータ、HCFCを許可申請する場合にはR22 のデータ、HFCを許可申請する場合には同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの(現在稼働中の施設の現況ではR134aです。)のデータを提出してください。

なお、廃棄物混焼法方式及びセメント・石灰焼成炉混入法方式については、破壊しようとするフロン類の種類に関わらず、R12 のデータがあれば、他のデータの提出は必要ありません。同様にHCFCとHFCのみ破壊する場合は、原則として、同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの(R134a)のデータがあれば他のデータの提出は必要ありません。

※ 排ガスに関する判断の基準

CO濃度(12%O₂) < 100 mg/m_N³

HCl 濃度 < 100 mg/m_N³

HF濃度 < 5 mg/m_N³

2. 排水(処理水を放流する場合に測定)

(水素イオン濃度、フッ素含有量、必要に応じてクロム、ニッケル)

まずR12 のデータによる第1次スクリーニングを行い、問題が懸念される場合には、より詳細な検討を行います。過熱蒸気反応法方式で分解発熱量の大きいR400 系の破壊を行う場合には、最も発熱量が大きくなると考えられるもののデータを併せて提出してください。また、処理水を放流する場合には、その放流先を明記してください。

※ 排水に関する判断の基準

水素イオン濃度 5.8 ~ 8.6
(pH)

フッ素含有量 ≤ 8 mg/l

クロム濃度 ≤ 2 mg/l

ニッケル濃度 ≤ 0.1 mg/l

3. ダイオキシン類濃度

排ガス、排水（処理水を放流する場合に測定）、固形廃棄物（固形廃棄物が生じる場合に測定）ともR12 のデータを添付してください。なお、ダイオキシン濃度については、コプラナPCBも含まれたものであることが必要です。

※ダイオキシン類に関する判断の基準

排ガス	≤ 1.0 ngTEQ/Nm ³
排水	≤ 10 pg-TEQ/l
汚泥	≤ 3 ng-TEQ/g

4. 測定方法

測定機関のデータである必要はありませんが誰（環境計量士や公害防止技術管理者等による測定を推奨）が、いつ、どのように測定したかを明記してください（検知管等簡易方法による測定は不可。）。

(6) 許可審査基準

(許可の基準)

法第六十四条第一号 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

以下の構造基準、能力基準、使用管理基準を満たしていることが必要です。

(6)―1構造基準について

1. 申請書の「フロン類破壊施設の構造」欄を見て、必要な装置の記載の有無及びそれぞれの装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであること。
 - 1―1. 省令別表第2で方式毎に列記されている装置のうち、(必要がある場合に限る)と付いていないものが全て記載されていること。
 - 1―2. 「空気供給装置」については、申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の記載内容から存在する必要があると判断される場合にはそれらの記載があること。
 - 1―3. 「オイルフィルター」については、記載がない場合には必要ないものとみなす。
 - 1―4. 「使用及び管理に必要な計測装置」については、申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の記載内容から存在する必要があると判断される具体的装置の記載があること。
 - 1―5. 「破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置」については、添付書類「フロン類破壊施設の構造を示す図面」のうちのフロー図等の記載内容から見て具体的装置が過不足なく記載されていること。
2. 上記でそれぞれ確認した記載内容が添付書類「フロン類破壊施設の構造を示す図面」の記載内容と合致しているかどうかを双方を対比すること。
3. 上記の他、それぞれの装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

(6)―2 能力基準について

1. 申請書の「フロン類破壊施設の破壊の能力」欄の記載内容が、破壊しようとするフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)に応じ、それぞれ、省令のイ. 又はロ. のどちらかの基準を満たしていること。
2. 上記でそれぞれ確認した記載内容が「破壊の能力を説明する書類」の記載内容と合致しているかどうかを双方を対比すること。

(6)―3 使用管理基準について

- ・申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」欄の記載内容と、「施設の使用及び管理の方法を補足する書類」の記載内容が合致しているかどうかを双方を対比すること。
- ・「1. 運転方法、フロン類等の供給方法」については、平成13年9月にフロン類破壊基準等検討会でまとめた「フロン類破壊に関する基本的な考え方」に基づいて妥当と判断できること(具体的には次頁以降を参照)。
- ・「2. 保守点検の方法」については、別表1の記載内容を見て判断する。特に、アークプラズマ法方式、触媒法方式、過熱蒸気反応法方式については、それぞれ交換に係る記載内容が妥当であること。
- ・「3. フロン類破壊施設の状態の定常的な確認」については、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することになっていること。
- ・「4. 排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定」については、年1回以上となっていること。

フロン類の分解効率及び排ガス中のフロン類の含有率については、日常運転している際に、年1回、当該事業所の代表的なフロン類の1種類について測定すること。

- ・「5. 異常事態への対応方法」については、別表2の記載内容を見て、それぞれの状況に対応できること。。
- ・「6. フロン類破壊施設の管理責任者の選任」については、選任することが明確になっていること。
- ・「7. その他(分解生成物・副生物の測定)」については、当該施設から排出される主要な分解生成物及び副生物について必要に応じて測定することになっていること。

・廃棄物混焼法方式施設

(ロータリーキルン方式施設、都市ごみ直接溶融炉方式施設、固定床二段階燃焼炉方式施設、流動床式製鉄ダスト焙焼炉方式施設、都市ごみストーカー炉方式施設等)

a. については、原則としてフロン類ガスの滞留時間が 1.5 秒以上、炉出口の温度が 850℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

ただし、滞留時間が 1.5 秒未満、または、温度が 850℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であること。

b. (a)については、排ガス処理設備の処理能力を考慮していることと、全量比が3%以下であること。

(b)何らかの均質化の方法が書かれていること。

・セメント・石灰焼成炉混入法方式施設

(セメントキルン方式施設、石灰焼成炉方式施設)

a. については、原則としてフロン類ガスの滞留時間が6秒以上、炉内温度が 1,000℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

ただし、滞留時間が6秒未満、または、温度が 1,000℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であること。

b. については、排ガス処理設備の処理能力が、製品の品質への影響等を考慮していることと、セメントの場合、製品中の塩素濃度が日本工業規格において定められた基準(例:普通ポルトランドセメント:350ppm(JIS R5210。平成 18 年 3 月 15 日 現在)以下であること。

・液中燃焼法方式施設

(炉内分解型液中燃焼法方式施設、バーナー部分解型液中燃焼法方式施設)

a. については、原則としてフロン類ガスの滞留時間が1秒以上、炉内温度が1,200℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

ただし、滞留時間が1秒未満、または、温度が1,200℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であること。

・プラズマ法方式施設

(高周波プラズマ法方式施設)

a.b.c. については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

・プラズマ法方式施設

(マイクロ波プラズマ法方式施設)

a.b.c. については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

・プラズマ法方式施設

(アークプラズマ法方式施設)

a. b. c.d. については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

・触媒法方式施設

(TiO₂系触媒法方式施設)

a. については、触媒層温度が 400℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

ただし、温度が 400℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であること。

b. c.d. については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

・過熱蒸気反応法方式施設

a. については、設定温度が 850～1,000℃の範囲内であり、反応器内の温度を 800℃以上に維持するとしていること。

ただし、設定温度が上記と異なる、または、反応器内の温度が 800℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であること。

b. c.d. については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていること。

・その他の方式の施設

事案ごとに個別に判断すること。

2. 許可後の手続等

(1)主務大臣による許可の実施

①申請者への許可に係る文書の交付について

主務大臣は、審査により許可の基準を満たしていると認める場合は、申請者に許可した旨の文書を交付することになります。

また、許可の更新あるいは、変更の許可申請の場合も、同様に文書を交付します。

②フロン類破壊業者名簿について

主務大臣は、以下の項目を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、ホームページに掲載することにより一般の閲覧に供しています。

- ・許可番号
- ・許可年月日
- ・許可有効期間満了年月日
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地
- ・破壊しようとするフロン類の種類

(2)許可の更新

(許可の更新)

法第六十五条 第六十三条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第六十三条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

フロン類破壊業者は、許可を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。許可の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。

許可の更新の申請は、有効期限の2箇月前までに更新手続を行ってください(有効期限の3箇月前から申請書の受付を開始します)。

※申請にかかる事前相談は、随時、受け付けます。

①更新の申請書

更新の申請書【P.61 参照】や必要な添付資料などについては、新規許可申請の場合と同様です。

②更新後の有効期間

許可の更新が行われた場合、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から5年が新たな有効期間です。

なお、許可の有効期間の満了日までに、主務大臣へ更新の申請が行われたものの、申請後に許可の有効期間の満了日を超えた時、主務大臣による許可(あるいは、不許可の処分)の手続きが完了するまでは、従前の許可は有効です。この場合、新たな許可の有効期間は、従前の許可の有効期限の満了の日の翌日から5年となります。

(3)変更の許可・届出

(3)－1変更の許可申請

(変更の許可等)

法第六十六条 フロン類破壊業者は、第六十三条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第六十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第六十三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の許可)

省令第七十四条 法第六十六条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第八による申請書に第七十条第一項第二号から第四号までに掲げる書類(その許可に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(軽微な変更)

省令第七十五条 法第六十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの
- 二 フロン類破壊施設の数減少であって、新たな施設の設置を行わないもの

①変更の許可が必要な場合

以下の事項を変更しようとする場合、事前に変更許可申請書【P.60 参照】により申請を行い許可を得ることが必要となります。

イ 破壊しようとするフロン類の種類

ただし、「破壊しようとするフロン類の種類」に係る変更であっても、種類を減少させる場合は、変更の許可申請ではなく(3)―2変更の届出を行ってください。

ロ フロン類の破壊の用に供する施設の種類、数、構造及びその破壊の能力

ただし、「フロン類の破壊の用に供する施設の種類、数、構造及びその破壊の能力」に係る変更であっても、フロン類破壊施設の数減少であって、新たな施設の設置を行わない場合は、変更の許可申請ではなく(3)―2変更の届出を行ってください。

ハ フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

変更の許可に該当するかの判断がつかない場合には、事前に本手引き裏面の連絡先にご相談下さい。

②変更の許可申請の添付書類

以下の添付書類(変更後の書類)が必要です。

- ・変更概要書
- ・フロン類破壊施設の構造を示す図面
- ・フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類
- ・申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

③事前の相談について

許可を受けずに変更を行った場合には法律違反となりますので、軽微な変更であっても事前に本手引き裏面の連絡先にご相談ください。

(3)－2変更の届出

(変更の届出)

省令第七十六条 法第六十六条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第九による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合において、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第六十三条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、登記事項証明書を添えるものとする。

①変更の届出が必要な場合

以下の事項に変更があった場合、変更の届出【P.62 Ⅲ. 4. 参照】を行ってください。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
- ロ 事業所の名称及び所在地
- ハ 破壊しようとするフロン類の種類(ただし、種類を減少させる場合に限る。)
- ニ フロン類の破壊の用に供する施設の種類、数、構造及びその破壊の能力(ただし、フロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わない場合に限る。)

②届出の期限

変更があった日から30日以内に、その変更届出書に変更の内容を確認できる書類を添付して主務大臣に届け出なければなりません。

- ・①イに係る変更の場合には、登記事項証明書が必要です。

③事前の相談について

変更の内容によっては届出ではなく許可申請が必要となる場合もありますので、事前に本手引き裏面の連絡先にご相談ください。

(4)廃業等の届出

(準用)

法第六十八条 第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定は、フロン類破壊業者について準用する。この場合において、第五十四条第一項第五号及び第六号中「の再生」とあるのは「の破壊」と、同条第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」と、第五十六条中「第五十条第二項第一号」とあるのは「第六十三条第二項第一号」と、第五十七条中「第五十条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

(破壊等の届出等に際しての破壊量等の報告)

省令第七十七条 フロン類破壊業者について、法第六十七条の規定により許可が取り消されたときは、当該フロン類破壊業者であった者は、法第七十一条第三項の規定の例により、許可が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

2 法第六十八条において準用する法第五十四条第一項の規定によりフロン類破壊業者の廃業等の届出をする者は、法第七十一条第三項の規定の例により、法第六十八条の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

法人が合併により消滅した場合やフロン類破壊業を廃止した場合、フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合、該当するに至った日から、30日以内に主務大臣に届け出なければなりません。

(5)主務大臣による許可の取消し等

(許可の取消し等)

法第六十七条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。
- 二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第六十四条第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第六十四条第二号イ、ロ、ニ又はへのいずれかに該当することとなったとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

主務大臣は、フロン類破壊業者が次のような事項に該当するときは、許可の取消し、業務の停止などの処分を行います。

- ・不正の手段により、フロン類破壊業者の許可を受けたとき。
- ・破壊の用に供する設備が、構造基準、能力基準、使用管理基準に適合しなくなったとき。
- ・「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。

3. フロン類破壊業者の破壊義務等

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

法第六十九条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種フロン類再生業者から第五十八条第二項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

3 フロン類破壊業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関（使用済自動車再資源化法第五条に規定する指定再資源化機関をいう。第五項及び第七十一条第二項において同じ。）から使用済自動車再資源化法第二十六条第一項の規定によりフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4 フロン類破壊業者は、第一項若しくは第二項の規定によりフロン類を引き取ったとき、又は前項の規定によりフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊の基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

5 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

(フロン類の破壊に関する基準)

省令第七十八条 法第六十九条第四項の主務省令で定める基準は、法第六十三条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の破壊を行うこととする。

①引取り義務

フロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者又は自動車製造業者等から求められた場合には、フロン類を引き取らなければなりません。ただし、正当な理由がある場合には、引取り義務は免除されます。

②引取り義務を免除される正当な理由

フロン類破壊業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、下記のようなものが考えられます。

- 1) 天災等不可抗力の要因によるもので、引取りが困難な場合
(例)・地震、水害などにより、破壊作業場所の安全が確保できない場合
・事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に不可能な場合
- 2) 引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合
(例)・破壊費用について、折り合いが付かない場合(破壊業者が極端に高い費用を請求する場合を除く)
- 3) 技術的な理由等により適切な破壊を行うことができないと見込まれる場合
(例)・ボンベに充填されているガスの種類が不明で適切な破壊ができると見込まない場合
- 4) 当該フロン類を引取ることが危険を伴う場合
(例)・ボンベに過剰なガスの充填(高压ガス保安法の規定上)が行われている場合
- 5) 引取り又は破壊を行うことが違法行為を形成する場合
(例)・本法の規定に違反することが明らかな場合(許可を受けたフロン類の種類以外のものの処理を依頼された場合)
・他の法令の規定に違反することが明らかな場合(高压ガス保安法の保管に関する基準を遵守できる量以上のフロン類の処理を依頼された場合など)
- 6) 分解処理能力を超える破壊を求められたり、依頼者の処理依頼時期に間に合わない場合
(例)・分解処理や貯蔵等の能力の限界のため、依頼者へのボンベ返却・破壊証明書発行が、依頼者要求の期限より後に実行されることが依頼者に受け入れられない場合

③破壊基準

フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に関する基準に従って、引き取ったフロン類を破壊しなければなりません。フロン類の破壊に関する基準は、使用及び管理の方法を遵守して破壊を行うことです。

なお、この基準を遵守していないと認める場合、主務大臣からその基準を遵守すべき旨の勧告が出され、正当な理由がなく、この勧告に係る措置をとらなかった場合には、その措置をとるべき旨の命令が出されます。命令に対する違反があった場合には、50万円以下の罰金が科せられます。

4 破壊証明書

(破壊証明書)

法第七十条 フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面（以下この条において「破壊証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第七十条第一項」と読み替えるものとする。

(破壊証明書の記載事項)

省令第七十九条 法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 二 フロン類の引取りを終了した年月日
- 三 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号
- 四 破壊したフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- 五 破壊証明書の交付年月日
- 六 フロン類を破壊した年月日
- 七 破壊したフロン類の種類ごとの量

(破壊証明書の送付)

省令第八十条 法第七十条第一項の規定による破壊証明書の送付は、次により行うものとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。

(フロン類破壊業者の破壊証明書の写しの保存期間)

省令第八十一条 第六十六条の規定は、法第七十条第一項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間)

省令第八十二条 第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の規定する主務省令で定める期間について準用する。

■破壊証明書の取扱い

①概要

破壊業者は、フロン類の回収を行った充填回収業者に対し、破壊証明書を交付します。また、充填回収業者は、当該証明書の写しを保存するとともに、元々の回収を委託した第一種特定製品整備者に回付することとされています。

さらに、整備者は、当該証明書について、写しを保存するとともに、元々の整備を発注した管理者に回付することとされています。

フロン類破壊業者及び整備者は、証明書の写しを3年間保存する必要があります。

②破壊証明書の交付を要しないケース

省令第49条業者から引き渡された場合、第一種フロン類再生業者から引き渡された場合及び第一種特定製品からの回収フロン類でない場合は、破壊業者は、破壊証明書の交付を要しないところです。しかしながら、確実な処理の確認という観点から、何らかの証明を交付することが望ましいです。

③複数の管理者から引き取ったフロン類を1つのボンベで充填回収業者から引き渡される場合

破壊証明書の交付・回付等の際に以下のどちらかの対応とするよう、充填回収業者と破壊業者の間で事前に調整しておく必要があります。

(1)破壊業者が交付する破壊証明書は、ボンベごとに1枚とし、交付を受けた充填回収業者が回付する複数の管理者分をコピーし管理者に回付します。この場合、コピーには破壊証明書の原本のコピーである旨記載することが望ましいです。

(2)破壊業者が交付する破壊証明書は、複数の管理者分を充填回収業者に交付し、交付を受けた充填回収業者はそれぞれの管理者に原本を回付します。この場合、予め充填回収業者から破壊業者に対し管理者の氏名等の情報が提供され、その情報が各々の証明書に記載の上交付されることで、充填回収業者による迅速な回付が期待されます。

表 破壊証明書の回付・写しの保存

整備時／廃棄時等の別		再生業者／破壊業者	充填回収業者	整備者
整備時	整備者 →再生業者・破壊業者 (整備者が充填回収業者である場合)	<ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の充填回収業者への交付 交付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	<ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の整備発注者（管理者）への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	
	整備者 →充填回収業者 →再生業者・破壊業者		<ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の整備者への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	<ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の整備発注者（管理者）への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存
廃棄時等			<ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の廃棄等実施者への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	—

<参考>

破壊証明書の様式の一例として、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が定めたものがあります (<http://www.jreco.or.jp/koutei.html>)。

5. フロン類破壊業者の記録

(破壊量の記録等)

法第七十一条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注を行う第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。第八十七条第二号において同じ。）を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(破壊量の記録等)

省令第八十三条 法第七十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 フロン類を引き取った又は破壊を受託した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

二 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者若しくは第四十九条第一号の規定により都道府県知事が認めた者又はフロン類の破壊を受託した自動車製造業者等若しくは指定再資源化機関の氏名又は名称

三 フロン類を破壊した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

2 フロン類破壊業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

①記録の内容

フロン類破壊業者が必ず記録しなければならない内容は、次のとおりです。

フロンの種類(冷媒番号(R12、R134a等))ごとに、

- 1)フロン類を引き取った年月日及びその量
- 2)フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者、自動車製造業者等又は省令第四十九条の規定により都道府県知事が認めた者の氏名又は名称
- 3)フロン類を破壊した年月日及びその量

なお、受入れ時に、第一種フロン類充填回収業者からの引取り、自動車製造業者等からの引取り又は省令第四十九条の引取りのどれに該当するか確認する必要があります。必要に応じて登録番号等により確認してください。

さらに、記録することが義務づけられているのは特定製品(業務用冷凍空調及びカーエアコン)から回収されたフロン類に関する事項ですが、家電リサイクル法による「家電リサイクルプラント」からもフロン類を引き取っている事業者は、家電から回収されたフロン類に関する事項を一緒に記録しても結構です。

【 P.65 参考様式参照】

また、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、冷媒番号(R12、R134a等)ごとに分けて記録します(例:R12)。

②記録方法

- ・フロン類破壊業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要です。
- ・帳簿のかわりに電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。
- ・帳簿のかわりに伝票を活用してもよいものとします。

③記録の閲覧

フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄者、第一種フロン類充填回収業者、使用済自動車を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類充填回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る記録を閲覧したい旨の申出があったときは応じなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、当該閲覧の申出を拒否することができます(法第七十一条第二項)。

なお、閲覧とは、請求者に調べてみる機会を与えるものであり、記録が備えられている所で行うものです。

6. 主務大臣への報告

①報告義務

フロン類破壊業者は、毎年度、前年度において破壊をした量等について、省令で規定される様式【P.63 参照】により作成した報告書に必要事項を記載した上で、年度終了後 45 日以内(5月 15 日まで)に主務大臣に提出しなければなりません。

年度は毎年4月1日から翌年3月 31 日までとします。

なお、破壊量等実績がない場合であっても、報告する必要があります。

②報告内容

報告書に記載する内容は次のとおりです。

第一種特定製品から回収されたフロン類の種類(CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号(R12、R134a等))ごとに、

1) 引き取ったフロン類の量

- ・第一種フロン類充填回収業者から引き取った量
- ・自動車製造業者等から引き取った量
- ・省令第 49 条に規定する者から引き取った量

2) 年度当初に保管していたフロン類の量

3) 破壊したフロン類の量

4) 年度末に保管していたフロン類の量

③報告書作成に関する留意点

(1)原則、「引き取った量の合計」及び「年度当初に保管していた量」の和が「破壊した量」及び「年度末に保管していた量」の和に等しくなります。なお、数値は、小数点以下第1位まで記載ください。

(2)次のフロン類については、破壊することは差し支えありませんが、報告書には含めないようにしてください。充填回収業者等からフロン類の引取りを求められた際にはこれらのフロン類が含まれていないかどうかを確認してください。

①特定製品(業務用冷凍空調機器及びカーエアコン)以外のものに充填されていたフロン類(例:家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充填されていたもの)や冷媒用途以外に使用されていたフロン類

②第二種特定製品の整備(修理)時に回収されたフロン類

Ⅲ. 資料

1. フロン類破壊業者許可申請書 (省令様式第8)
2. フロン類破壊業者変更の許可申請書 (省令様式第8)
3. 変更の許可に係る変更概要書の参考様式
4. フロン類破壊業者許可の更新申請書 (省令様式第8)
5. フロン類破壊業者変更届出書 (省令様式第9)
6. フロン類破壊量等に関する報告書 (省令様式第10)
7. フロン類破壊業者廃業等届出書の参考様式
8. フロン類破壊施設の緊急時連絡表の作成例
9. フロン類破壊量等の記録の参考様式
10. 法第六十四条第二号各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面の例

- 備考
- ・1. ～2. 及び4. ～6. の書類は省令で定められた様式を記入しやすいような形にしています。
 - ・個人として申請される場合は、「名称」及び「代表者の氏名」の項目を「氏名」と変更して、姓名を記入してください。
 - ・1. ～7. 及び10. については、用紙の大きさをA4にしてください。その他については自由です。
 - ・1. ～2. 及び4. ～6. については、※印の欄を必ず記載してください。
(なお、「※」は記載しなくて結構です。)
 - ・複数の事業所を持つ破壊業者の方が、5. 及び6. の提出を行う場合には、「許可番号」の項目の下に届出、報告の対象となる事業所名を追記してください。

フロン類破壊業者許可申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第63条第2項の規定により、フロン類破壊業者の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号)
	電話番号
破壊しようとするフロン類の種類	
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力	
種類	
数	
構造	
破壊の能力	
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	

備考 1 ※印の欄は、更新又は変更の場合に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

フロン類破壊業者変更の許可申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第66条第1項の規定により、フロン類破壊業の変更の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号)
	電話番号
破壊しようとするフロン類の種類	
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力	
種類	
数	
構造	
破壊の能力	
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	

備考 1 ※印の欄は、更新又は変更の場合に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

フロン類破壊施設の変更概要書

(事業所名)

(変更箇所・名称)

(変更の目的・効果)

(変更前後の処理能力・年間処理量(見込み))

(省令様式第8)

フロン類破壊業者許可の更新申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第65条第2項の規定により、フロン類破壊業の許可の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号
破壊しようとするフロン類の種類	
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力	
種類	
数	
構造	
破壊の能力	
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	

- 備考 1 ※印の欄は、更新又は変更の場合に記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(省令様式第9)

フロン類破壊業者変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号

フロン類破壊業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第66条第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第10 (第84条関係)

フロン類破壊量等に関する報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第71条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

フロン類の種類	1)	2)	3)	4)	5)
①第一種フロン類充填回収業者から引き取った量	kg	kg	kg	kg	kg
②第一種フロン類再生業者から引き取った量	kg	kg	kg	kg	kg
③自動車製造業者等及び指定再資源化機関から破壊を受託した量	kg	kg	kg	kg	kg
④第49条第1号に規定する者から引き取った量	kg	kg	kg	kg	kg
⑤引き取った量及び破壊を受託した量の合計	kg	kg	kg	kg	kg
⑥年度当初に保管していた量	kg	kg	kg	kg	kg
⑦破壊した量	kg	kg	kg	kg	kg
⑧年度末に保管していた量	kg	kg	kg	kg	kg

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 特定製品に冷媒として充填されているフロン類について記載すること。
3 1)～5)の欄に第1条第3項に規定するフロン類の種類を記載すること。5)欄までで記入できない場合は、欄の追加を行うこと。

フロン類破壊業者廃業等届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

届出者 住 所

氏 名

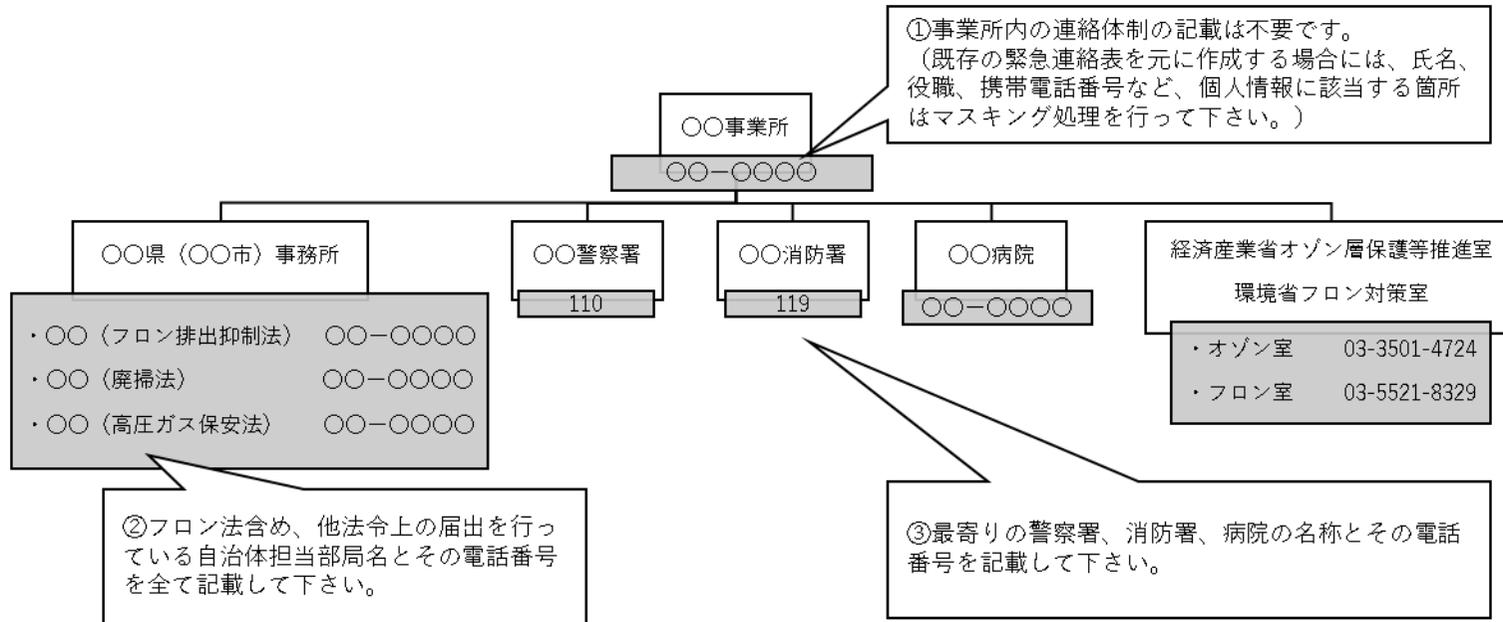
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類破壊業者の廃業等をしましたので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 68 条において準用する同法第 54 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした事業者	氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	
	住 所	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
廃業等をした事業者と届出者との関係		
廃業等の内容 (いずれかに○をしてください)		廃止・休止・再開
廃業等の理由		
廃業等を行った年月日		

フロン類破壊施設 緊急時連絡表



誓約書

許可申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 64 条第2号の各項目に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

法人の場合は申請者として名称と代表者の氏名を記載してください。